

子保発 0319 第 7 号
令和 2 年 3 月 19 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について（通知）

児童福祉行政につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「保育所における自己評価ガイドライン」は、保育所保育指針に基づき、保育所における保育内容等に関する自己評価の基本を示すものとして、平成 21 年 3 月に策定され、各保育所において活用いただいています。

本ガイドラインについて、策定から 11 年が経過し、その間、保育所保育指針の改定が行われるとともに、保育の現場においてはそれぞれの実情に応じた保育内容等の自己評価の取組が進められてきています。こうした状況を踏まえ、今般、有識者による「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」における検討を経て、別添のとおり、本ガイドラインの改訂を行いました。

併せて、本ガイドラインを踏まえた取組を行う際の具体的な留意点や工夫例について、「保育を楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」も作成いたしました。（別添 1：概要資料、別添 2：ガイドライン本体、別添 3：ハンドブック）

貴職におかれましては、本ガイドラインの改訂内容について御了知いただくとともに、本ガイドラインが貴管内の保育所をはじめとする多様な保育の現場において広く活用されるよう、管内市町村、保育関係者等に周知いただくよう、お願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出することを申し添えます。

○「保育所における自己評価ガイドライン(2020 年改訂版)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>